

## 安全保障理事会

配布：一般

2017年11月16日

原文：英語

### ボリビア多民族国：決議案

安全保障理事会は、

安保理諸決議2319 (2016)、2314 (2016)、2253 (2015)、2235 (2015)、2209 (2015)、2178 (2014)、2118 (2013)、1989 (2011)、1540 (2004) および1267 (1999)を想起し、

化学兵器の使用は国際法の重大な違反を構成することを再確認し、また化学兵器のあらゆる使用に責任を有する個人、団体、集団あるいは政府は、責任を追及されなければならないことを繰り返し表明し、

シリア・アラブ共和国における化学兵器および兵器としての有毒化学物質のあらゆる使用を、断固とした言葉で非難し、またシリア・アラブ共和国内で化学兵器および兵器として用いられた有毒化学物質により市民が殺害され傷つけられ続けていることに重大な懸念を表明し、

シリアにおいて非国家主体により化学兵器が用いられ、またいわゆるイスラム国（別名ISILまたはダーシュとしても知られている）、アルヌスラ戦線およびほかの非国家主体が化学兵器を使用し、あるいは、化学兵器の開発、取得、製造、保有、輸送、移譲について、もしくは化学兵器の使用について明白な意図を示してきたことに、さらなる警告を表明し、

シリア・アラブ共和国のいかなる当事者も化学兵器を使用し、開発し、製造し、取得し、貯蔵し、保有しあるいは移譲してならないことを再確認し、

化学兵器禁止機関(OPCW)の事実調査団(FFM)によって調査されている、シリアにおける化学兵器の

使用についてのさらなる申し立てを留意し、調査の必要な質を確保できない遠隔方法によって調査を行わないというFFMの義務を強調し、

あらゆる調査の一部として、例外なくすべての可能な糸口とシナリオを考慮し、具体的な証拠の保全を守るために一連の保管を尊重し、並びに、安全上の状況が許される場所では適宜サンプルを集め分析することを含み、時宜に適った現地訪問を実施する重要性を強調し、

FFMは化学兵器使用の責任の帰属について結論を出す権限を有さないことを想起し、

OPCW—国際連合共同調査メカニズム（JIM）が、その職務権限の実施において、独立、公正、および専門的な方法で作業を行うことを繰り返し表明し、

国際連合事務総長が、2015年8月25日の安全保障理事会議長宛ての書簡において、CWCの職務内容に規定されている通り、FFMに十分に適用する、可能な限り広範な地理的基礎に基づいて職員を採用する重要性に相当の注意を払いながら、専門家としての専門知識および経験を基礎とした関連する必要不可欠な一連の技能を提供するために、JIMの中立かつ経験のある職員の採用を行うことに言質を与えたことを想起し、

FFMにより取得されずまたは用意されていないもののJIMの職務権限と関連する追加の情報と証拠を調査するJIMの能力に関してを含み、決議2319(2016)の第7項を想起し、

締約国に対し、適宜、自国の国内法に従い、非国家主体による化学兵器の開発、生産、取得、貯蔵、保有、移譲あるいは使用に関する事例に関連する、並びに、実施されたその後の刑事あるいは他の法的手続きに関する情報を含み、化学兵器に関して行われた、国内調査に関連する情報を共有することを奨励した2017年10月13日付OPCWの執行理事会決定EC-86/DEC.9をさらに想起し、

非国家主体の犯行、準備、資金提供に関して、あるいは、OPCW事実調査団が、シリア・アラブ共和国における特定の事件が化学兵器の使用に関与したまたは関与した疑いがあることを決定しているあるいは決定した、シリア・アラブ共和国における兵器としての化学製品の使用における他の関与に関する情報を交換するために、とりわけ、決議1540に従い設立された委員会および1267/1989/2253 ISIL(ダ

ーシュ)およびアル・カーイダ制裁委員会と、関連する場合には、決議2319 (2016)が、適切な国際連合テロ対策および不拡散の機関と協議することについて、JIMに奨励したことを想起し、

ウム・ハウシュおよびカーン・シェイクンにおける化学兵器の事故に関連する事実の証明において、シリア・アラブ共和国政府によりFFMおよびJIMに供与された十分かつ重要な協力を歓迎し、

シリア・アラブ共和国政府が、FFMおよびJIMに対して、カーン・シェイクンの現場での調査の実施を求め、またシャイラト空軍基地へのアクセスを認め、これによりJIMおよびOPCWの専門家が、サリンがそこから運搬され、2017年4月4日にカーン・シェイクンにおいて用いられたと主張されたような、サリンの痕跡の存在について環境上のサンプルを採取し、これに関して空軍基地の職員に聞き取りを行い、航空日誌と駐機していた航空機を調査することにより、その前提を確かめることを可能にしたことを留意し、

安保理の知るところでは、必要な安全上および技術上の状況が整えられていたものの、FFMおよびJIMがカーン・シェイクンを訪問できず、シャイラト空軍基地の環境上のサンプルを収集できなかったことに遺憾の意を表明し、

調査においてFFMが依拠したサンプルが、OPCW技術事務局の作業指令「現場でのOPCWサンプルの一連の管理と収集」に定められていた一連の管理を欠いていたことにも遺憾の意を表明し、

JIMの第7および従前の報告書を審議し、

得られた知見の観点から、決議2319の第21項に定められている、JIMの職務権限のさらなる改善と更新が必要であるという理解に由来し、

1.決議 2235 に定められ、また決議 2319 および本決議において、延長されまた拡大されている通り、安全保障理事会が必要と見なした場合には、さらなる延長と更新の可能性を有しながら JIM の職務権限を1年間、更新することを決定する；

2.本決議により、適当と認められる場合に、決議2235の第1－4、6－9、12項の修正を再確認す

る；

3.決議2319 (2016)の第4－7項を再確認する；

4. 全ての関連する手続きおよび方法に相当の注意を払いながら、調査が可能な限り十分かつ包括的となるために、JIMおよびFFMが、シリア・アラブ共和国における化学兵器の使用について、全ての特定された事件に関して最も密接な協力を行うことを求める；

5. JIMが、化学兵器の使用の影響を受けたとされる場所の現地訪問を時宜に適って行うために、OPCWがJIMに技術支援を提供することを、適切な場合には、要請できることを再確認し、OPCW事務局長に対して、適宜、そのような訪問を可能にするために、JIMに対して利用可能な資源を提供することを招請する；

6.シリアの全ての当事者および関連する能力を持つ加盟国に対して、FFMおよびJIMの職務権限に関連する場所へのJIMによる自由かつ安全アクセスを、遅滞なく促進することを促す；

7.OPCW事務局長に対して、国連安全保障理事会が問題を認識するために、化学物質に関する事件の調査プロセスにおける、現地訪問の計画において直面するあらゆる困難について国連事務総長を通じて、国連安全保障理事会に対して時宜に適って通知することを求める；

8.これに関して、決議2118において、シリア・アラブ共和国およびシリアにおける全ての当事者が、OPCWおよび国際連合と十分に協力すべきことを安保理が決定したことを想起し、またこれは、OPCW事務局長とFFM、および国際連合事務総長とJIMと協力する義務を含むこと、またその協力は、JIMがその調査に関連すると見なし、また、シリアの領域内でありながらシリア・アラブ共和国の支配が及ばない地域を含み、当時JIMに知られていた事実と状況の評価に基づいてアクセスが正当と信じるに足る十分な根拠があると決定した、シリア・アラブ共和国における全ての場所、個人および物質への十分なアクセスを含み、またそのような協力は、FFMによって取得されたり準備されたりしなかったものの、決議2235の第5項に定められたJIMの職務権限に関連する、追加の情報および証拠を調査するJIMの能力をも含むことを強調する；

9. 全ての他の国家に対して、JIMと十分に協力すること、また特に、シリア・アラブ共和国における化学兵器の使用において、実行者、世話人、支持者またはその他で関与した個人、団体、集団または政府に関連して所有する可能性のあるあらゆる関連する情報をJIMに提供することを求める；

10. 文書S/2015/697に示されているように、決議2235の第6項および職務内容に従い、JIMにとって実行できる、地理的基礎に基づくことに相当の注意を払いながら関連する技能および専門知識を有する中立かつ経験のある職員の採用を確保するように国連事務総長を招請し、OPCW事務局長が、その構成においてシリアにおけるOPCW事実調査団の職務内容の第8項を十分に考慮することをまた奨励する；

11. JIMに対して、可及的速やかに、関連する方法の全てを用いて、全範囲の調査を行うために、カーン・シェイクンにおける事件の現場に調査チームを派遣することを要請する；

12. シリアにおける全ての当事者および関連する能力を持つ加盟国に対して、カーン・シェイクンおよび近隣地域の場所へのJIMの専門家の自由かつ安全なアクセスを、さらなる遅延なく促進することを促す；

13. JIMに対して、カーン・シェイクンにおいて用いられたサリンが、空軍基地に貯蔵されていたという申し立てを検証するために、環境サンプルを収集するために、シリア・アラブ共和国のシャイラト空軍基地に他の調査チームを即座に派遣することを要請する；

14. JIM自身が、ヘリコプターから投下された塩素充填タル爆弾による結果が、換気坑を通して相当する範囲に影響を及ぼしえたことは「信じがたい」と述べていることから、JIMに対して、第7報告書の第8項に照らして、サルミンの町における化学兵器使用の事件に関する初期の評価と結論を再評価することを要請する；

15. JIMが調査の実施において、CWCにより確立された高度な基準により指導されなければならないこと、したがって、JIMは上記の条約、とりわけ、調査、サンプリング、証人の聞き取りおよび事件の場所に関する証拠および情報の収集を含む、実施および検証に関する付属文書の第XI部において定められている、関連する方法の全範囲を用いることを決定する；

16. JIMが、上記第15項の規定に加えて、全範囲の、専門的かつ高度の調査を確保するために、第4および5 報告書（各第49, 11項）に含まれている勧告を最大限利用することを要請する；

17. JIMがその調査において、上記第16項に言及されている通り、CWCの高度な基準に従いFFMにより収集された証拠を最大限用いることを指示する；

18. JIMが、現場の調査の結果に基づかない、その調査結果およびFFMによる調査結果、ならびに遠隔で収集された証拠および情報を、事件の現場での全範囲および高度な調査が可能になる時まで、保有することを要請する；

19. あらゆるJIMの調査が、FFMにより入手されたり用意されたりしないものの、シリア・アラブ共和国により提供された全ての情報並びに化学兵器の使用、開発、生産、取得、貯蔵、入手、維持または移譲に関する非国家主体の活動に関する他のものを含み、JIMの職務権限と関連する追加の情報および証拠の収集と分析に必ず関わることを決定する；

20. 「シリアにおける化学兵器の使用という申し立てに関連するすべての利用可能な情報を研究する」任務をOPCW FFMに付与した、2015年2月4日のOPCW執行理事会の決議2209の第9項において表明された支援を繰り返し表明し、決議2235第5項または他の規定は、この任務に影響を及ぼすものではなく、またシリアにおける化学兵器のみの使用に関わるかあるいは関わる模様である特定の事件の決定に限定されないことを強調する；

21. JIMが、非国家主体の犯行、準備、資金提供に関して、あるいはシリア・アラブ共和国において兵器としての化学製品の使用における他の関与について情報を交換するために、とりわけ、決議1540に従い設立された委員会および1267/1989/2253 ISIL (ダーシュ)およびアル・カーイダ制裁委員会と、適切な国際連合テロ対策および不拡散の機関と協議しまた協力することを奨励する；

22. 国連事務総長に対して、OPCW技術事務局の事務局長との調整の下、その権限の下で、本決議の採択から20日以内に、必要であれば、この決議に照らしてJIMの強化に関して可能な追加の措置についての勧告を、安全保障理事会に対して提出することを要請し、その受理から5日以内に勧告に応答する意図を表明する；

23. JIMに対して、化学兵器の使用の準備および実際の使用に関与する非国家主体の傾向に関する情報を収集し分析し、安保理に対して関連する分析報告書を3カ月ごとに提出することを要請する；

24. JIMに対して、安保理およびOPCWの執行理事会に上記第15, 16項に十分に従い実施される調査の結果に関する報告書を、2018年5月1日および2018年11月1日までに提出することを要請する；

25. この問題に引き続き取り組むことを決定する。